

# 70歳までの就業機会確保（改正高年齢者雇用安定法）（令和3年4月1日施行）

2021/3/22 政策開発部雇用政策課

報告事項

## 改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。

個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

## 現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいずれかを講ずることを義務付け。

※ 平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

## 改正の内容（高齢者就業確保措置の新設）（令和3年4月1日施行）

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

### <高齢者雇用確保措置> (65歳まで・義務)

現行

①65歳までの定年引上げ

②65歳までの継続雇用制度の導入  
(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)  
によるものを含む)

③定年廃止

新設

### <高齢者就業確保措置> (70歳まで・努力義務)

創業支援等措置（雇用以外の措置）  
(過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入)

①70歳までの定年引上げ

②70歳までの継続雇用制度の導入  
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

③定年廃止

④高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に  
業務委託契約を締結する制度の導入

⑤高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に  
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業  
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する  
団体が行う社会貢献事業  
に従事できる制度の導入